

関係各課等との協議結果

【栃木県関係各課】

部署	指導事項等	対応策
地域振興課	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、佐野市都市計画課に確認してください。	国土利用計画法第23条第1項に基づく届出は必要ないことを確認しました。
県民協働推進課	酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いいたします。	酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い20歳未満の者に販売しないようにいたします。
	図書类等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う場合には、どのような図書类等が有害図書等に該当するのかを理解し、有害図書类等については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所、有害図書等は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ30cm×15cm)を行ってください。	図書类等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う計画はありませんが、販売する場合は対応いたします。
環境保全課	出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。(回答不要)	-
資源循環推進課	栃木県では令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	本計画の趣旨を理解し、リサイクル促進及び食品ロス削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、可能な限り協力いたします。
	栃木県では令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	本計画の趣旨を理解し、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、可能な限り協力いたします。

交通政策課	新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	店舗開店後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合は、関係機関と協議を行い必要な対応をいたします。
	計画書に記述されている、出入口1からの左折入庫、及び出入口2からの左折出庫を促す対策を協議するようお願いいたします。	出入口1からの左折入庫、及び出入口2からの左折出庫を促すサインを設置いたします。
道路整備課	道路法第十五条(都道府県道の管理)のうち、新設、改築の観点から意見なし	-
道路保全課	県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。 ※指導事項等については、安足土木事務所と協議願います。	県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等があり、道路法第24条の承認が必要となりますので、安足土木事務所と協議いたします。(3/19承認済)
	計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。 ※指導事項等については、安足土木事務所と協議願います。	計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続いたしません。指導事項等については、安足土木事務所と協議いたします。
上下水道課	汚水排水計画及び雨水排水計画については、佐野市担当課と協議してください。(回答不要)	-

都市政策課	景観づくり担当	佐野市景観計画に基づく行為の届出の要否について、佐野市都市計画課と協議してください。 (協議先:佐野市都市計画課 0283-20-3100)	佐野市景観計画に基づく行為の届出の要否について佐野市都市計画課と協議いたします。(5/20届出済)
		屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、佐野市都市計画課と協議してください。 (協議先:佐野市都市計画課 0283-20-3100)	屋外広告物を設置いたしますので、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、佐野市都市計画課と協議いたします。
	開発指導担当	都市計画法の開発許可の要否について、佐野市都市計画課と協議してください。 (協議先:佐野市都市計画課 0283-20-3100)	都市計画法の開発許可が必要ないことを協議いたしました。
	計画担当	立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、佐野市都市計画課と協議してください。 (協議先:佐野市都市計画課 0283-20-3100)	立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、佐野市都市計画課と協議いたします。(5/20届出済)
		自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、佐野市交通政策課に確認してください。 (協議先:佐野市交通政策課 0285-85-7303)	駐車場法に基づく技術的基準に適合するよう設置いたします。
		駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めてください。 (協議先:佐野市交通政策課 0285-85-7303)	栃木県安全で安心なまちづくり推進指針に基づく措置を講じるよう努めます。(出入口の視認性確保、夜間出入口閉鎖、夜間駐車場照度の確保)
盛土安全推進班	盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課と協議してください。 (協議先:都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801)	盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課と協議いたします。(4/10協議済)	

都市整備課	意見なし	-
建築指導課	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、佐野市都市建設部建築指導課(TEL:0283-20-3104)と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、佐野市都市建設部建築指導課と協議いたします。
警察本部交通規制課	令和7年3月13日、事前協議終了。 今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、再協議いたします。
経営支援課	指導事項等なし	-

【佐野市関係各課】

部署		指導事項等	対応策
市民生活課		交通量の多い道路に面しておりますので、歩行者や自転車などに十分に注意を払い、交通事故のないよう交通法規の順守及び交通安全の徹底をお願いします。	駐車場出入口付近には視界を妨げるようなサインや工作物を設置せず、歩行者や自転車の安全確保に十分配慮いたします。また、交通事故のないよう交通法規の順守及び交通安全の周知を行います。
都市計画課	計画係	景観法に基づく届出受理済み (佐都計第R7-91-8)	—
		立地適正化計画に基づく届出受理済み (佐都計第R7-32-1)	—
	開発指導係	都市計画法上、支障ありません。【協議済み(No.7602)】 ただし、区画整理地内においても、建築物の建築等の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合は、都市計画法第29条に係る開発許可申請が必要になります。 また、盛土等を行う場合は、盛土規制法により栃木県都市政策課との事前協議を必ず実施してください。	建築物の建築等の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合は、都市計画法第29条に係る開発許可申請を行います。 また、盛土等を行う場合は、盛土規制法により栃木県都市政策課との事前協議を行います。(4/10協議済)
交通政策課		自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準を遵守してください。	駐車場法第11条の規定に基づく技術基準を遵守いたします。

環境政策課	<p>周辺住民の良好な生活環境に影響がないように配慮をお願いします。</p>	<p>周辺住民の良好な生活環境に影響がないように配慮いたします。また、周辺住民より苦情等が発生した場合は、誠心誠意対応いたします。</p>
	<p>騒音規制法、振動規制法等の環境関連法令、及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に該当する特定施設の設置や、特定建設作業を実施する場合は、届出が必要です。</p>	<p>騒音規制法、振動規制法等の環境関連法令、及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に該当する特定施設の設置や、特定建設作業を実施する場合は、届出を行います。</p>
	<p>その他県所管の大気・水質、土砂条例等の環境関係法令もごございますので、県南環境森林事務所へご確認ください。</p>	<p>その他県所管の大気・水質、土砂条例等の環境関係法令について県南環境森林事務所へ確認いたします。</p>
	<p>過剰包装等を削減するなど廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効活用を進めてください。また、そのことを従業員に対して、ご指導ください。</p>	<p>過剰包装等を削減するなど廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効活用を進めます。また、そのことを従業員に対して、指導いたします。</p>
	<p>廃棄物の処理、運搬が適切に行われるよう徹底してください。なお、事業系一般廃棄物は届出者が自ら処理施設に搬入するか、又は、佐野市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。産業廃棄物は産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。（別紙「事業系ごみの減量と適正処理の手引き」、「書類等を搬入する際の注意点」参照。）</p>	<p>廃棄物の処理、運搬が適切に行われるよう徹底いたします。事業系一般廃棄物は佐野市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託いたします。産業廃棄物は産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託いたします。別紙「事業系ごみの減量と適正処理の手引き」、「書類等を搬入する際の注意点」を理解し、廃棄物の処理および運搬が適切に行われるよう徹底いたします。</p>
	<p>廃棄物保管施設について、保管施設詳細図から各廃棄物等を保管するにあたり仕切り等が確認出来ませんので、各廃棄物が混在することのないよう適切な保管をしてください。</p>	<p>各廃棄物が混在することのないようしっかり分別し適切な保管をいたします。</p>
建築指導課	<p>計画建物について(工作物がある場合は規模により)確認申請が必要です。</p>	<p>計画建物について確認申請を行います。</p>
	<p>計画建物について、建築物省エネ法への適合、建設リサイクル法及び栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく届出が必要です。</p>	<p>計画建物について、建築物省エネ法への適合、建設リサイクル法及び栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく届出および協議を行います。</p>

道路河川課	店舗配置図における出入口3の西側からの軌跡図、及び荷捌き施設付近の軌跡図を追加願いたい。	店舗配置図について、出入口3の西側からの軌跡を追加しました。また、荷さばき施設の軌跡に方向を追加しました。
	店舗配置図においては、市道犬伏121号線からの乗入れ口は2箇所、市道犬伏115号線からの乗入れ口は1箇所となっている。乗り入れ口の設置の為、市道の歩道の切り下げや、側溝の入れ替えなどが想定されるため、道路工事施工承認申請の提出に先立ち、道路河川課と協議願いたい。	市道の乗入れ口については、歩道の切り下げや、側溝の入れ替えなどの工事は行いません。また側溝等が損傷した場合は事業者側で復旧いたします。
	店舗配置図では、乗入れ口以外から車両が店舗へ入ることが可能か否かが不明であるため、それが分かる資料を追加願いたい。	店舗配置図について、乗入れ口以外から車両が店舗へ入ることが可能か否かわかるように追加しました。
産業政策課	指導事項等なし	—